

『刑法各論（第3版）』（松原芳博著）

2024年8月30日第3版第1刷 正誤表および法改正に伴う補訂

以下の箇所に誤りがありました。お詫びして訂正します。

101頁 脚注42) 2行目

（誤）裁判集刑事116号

（正）裁判集刑事126号

170頁 脚注3) 1行目

（誤）協業他社

（正）競合他社

480頁 脚注34) 3行目

（誤）類型化

（正）定型化

法改正に伴う補訂として、478頁本文末尾に以下の1節を挿入。

10 電磁的記録文書

2025年の法改正で、電子令状の導入等に伴い、文書偽造罪の客体に電磁的記録文書が追加された。電磁的記録文書とは、スマートフォンやタブレット端末等の画面に表示されることで文書として機能する電磁的記録をいう。他人を発信者とする電子メールや有名人・有名企業の名を騙ったフィッシングサイト等が偽造電磁的記録文書にあたる。電磁的記録文書は、電磁的記録の状態では可視性を欠くため「文書」には当たらないものの、行使の段階では可視性を有し、証明手段として社会的に認知されているため、文書と同様の保護が与えられることとなった。電磁的記録文書は、人の意思・観念の表示として、送信者や運営者等の名義人が画面上から認識可能である（メールアドレス等のシステム上発信者が表示される場合を含む）ことを要し、証明機能の点からハードディスクやUSB等に保存されることを要する。

なお、155～161条の書下し文の客体には、電磁的記録文書を補っていただきたい。

573頁「Ⅲ 職務強要罪」の前に次の一節を挿入。

9 電子計算機損壊等公務執行妨害罪

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機もしくはその用に供する電磁的記録を損壊し、もしくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、またはその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、または使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する（95条の2）。

本罪は、2025年の法改正で、電子令状の導入等に併せて新設された罪である。警察官がタブレットで電子令状を提示しようする際に妨害電波を用いてその作動を阻害する行為などが本罪にあたる。本罪は、個別の執行行為に向けられることを要する点、妨害結果を要しない点（もっとも、判例は業務妨害罪でも妨害結果を不要とする）、未遂処罰規定を欠く点で電子計算機損壊等業務妨害罪と異なる。両罪の要件を充足する場合には、刑の重い同罪が適用される。公務を大幅に業務に取り込む限定積極説によれば、本罪が適用される場面は限定的であろう。